

5 保医医人第 8 3 号
令和 5 年 7 月 1 3 日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策部長
遠藤 善也
(公印省略)

医師免許を有しない者によるいわゆるアートメイクの取扱いについて (周知)

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局から、下記のとおり通知がありましたので、本件について貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

記

送付書類

- ・ 医師免許を有しない者によるいわゆるアートメイクの取扱いについて (通知)

(問合せ先)

東京都保健医療局医療政策部
医療人材課免許担当
電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 4 3 4